

2018年度第1回審査員研修会

# 質疑応答

2018/7/8

一般社団法人 日本技術者教育認定機構  
(JABEE)

<http://jabee.org>

## 高等専門学校の審査において対象となる学生について

---

### 【質問】

高専の専攻科に進まない学生、専攻科に進んでもプログラムを修了しない学生等はどの学年までが審査対象になるのか、あるいはならないのか。プログラム審査においてよくある問題と一緒にご教授いただきたい。

### 【回答】

- ・個々の学生を審査するものではなく、教育プログラムが審査対象です。
- ・途中まで最終的に修了生とならない学生が含まれていても、プログラムや授業等の実態で審査します。
- ・高専の専攻科の場合、最終的にプログラム履修生となるのは専攻科に入学したとき

# 消極的な受審校への対応について

## 【質問】

中間審査で、前回の認定継続審査以降、指摘事項の改善が見られない（自己点検書でも公開情報でもほとんど確認できない）。JABEE活動の公開・広報も認定継続審査までは積極的になされていたようだが、それ以降は更新されていない。準備不足かもしれないが、自己点検書を一読する限り、JABEE受審に対し消極的な印象を受けている。このような消極的な受審校に対する審査員の心構えや注意事項を教えてください。

## 【回答】

- ・審査は自己点検書と実地審査で示された事実に基づき判断・判定することが前提です。改善が見られないという客観的事実に基づいて審査してください。
- ・「消極的という印象」は、認定基準に照らしてどのような問題から出てきているのかを分析し、問題点があればそれを客観的に指摘してください。

## 中間審査でD判定を出す場合について

### 【質問】

認定継続審査でW, [C]判定と指摘された事項について改善が見られない場合、教育改善の仕組みが回っていないことから、状況によってD判定とすることはあり得るのでしょうか？この場合、認定が取り消されるのでしょうか？

### 【回答】

- 中間審査において前回指摘事項が改善されていない場合、状況によってはD判定とすることは可能性としてはあり得ます。その場合、改善の有無の程度や前回の指摘事項の重要度や妥当性等を考慮した判断が必要です。改善がないという結果だけで判断せず、プログラムからの説明を十分に聞いていただく必要があります。
- プログラムに改善の意志がある場合は今回はD判定とせず、次回の認定継続審査の前にもう一度中間審査を実施するということも考えられます。
- 問題の点検項目をDとし、当該の点検大項目をWに調整を提案する選択肢もあります。

## 中間審査対象外項目で明らかな改悪が見られた場合

### 【質問】

認定継続審査でA, C判定とされている項目が、中間審査の現地審査によってW, D判定に相当することがわかってしまった場合(必要な評価や取組みを中止した等)、どのように対応したらよいか？

### 【回答】

- 中間審査の審査項目は、前回審査のW判定の項目及びそれに関連した[C]判定の項目です。それ以外の項目について審査する(判定を記入する)ことはできません。
- 中間審査で審査項目以外の項目に関する重大な問題が判明した場合、一次審査報告書及び二次審査報告書の「審査チームの所見」欄にその内容を記載願います。分野別審査委員会や認定・審査調整委員会での審議の後、必要に応じて審査結果の「付記事項」に記載してJABEEからプログラムに通知します。
- 判明した問題点は次回の認定継続審査で審査・判定することになります。

## 「W」になりやすい項目

---

### 【質問】

どの項目が「W」になりやすいのか？

### 【回答】

- 基準1(2)、2.1(1)、2.1(2)、3(3)～3(5)あたりが一番Wの多い項目で、特に3(3)～3(5)あたりが多い傾向があります。
- 基準4の教育点検や継続的改善の問題を指摘されるケースも目立ちます。

## 前回からの改善がない項目への対応

---

### 【質問】

前回受審時からの改善・変更のない項目は、継続的改善が行われているか疑わしいと考えていいのか？なぜ変更しなかったのかを質問してよいのか？

### 【回答】

- 前回受審時から変更がないこと自体は、すべて問題ということではありません。
- 認定基準に照らして問題がある事項が放置されている状況がある場合は、「変更しない」という判断に至った合理的な理由を確認してください。

# 社会の要請を反映しているかどうかの評価基準

---

## 【質問】

社会の要請をどう反映しているかの評価基準をどうとらえるのか？

## 【回答】

- 「社会の要請をどのように反映しているのか」について、プログラム側からなされる説明に基づいて、それが妥当なものであるかどうかで判断してください。

# 学習・教育到達目標の「水準」の評価

---

## 【質問】

学習・教育到達目標の「水準」をどう評価するのか？

## 【回答】

- 「水準についてどのように考えているか」について、プログラム側からなされる説明に基づいて、それが妥当なものであるかどうかで判断してください。

# エンジニアリング・デザイン能力における水準の評価

---

## 【質問】

1(2)[3] エンジニアリング・デザイン能力においてどのように水準を評価するのか、具体的な事例を示して欲しい。

## 【回答】

- 「エンジニアリング・デザインに何をどの程度身につけさせるか」に関して、プログラム側からなされる説明に基づいて、それが妥当なものであるかどうかで判断してください。
- 水準の審査全般については、「審査の手引き」の「4.8 水準に対する考え方」(認定・審査資料p.350)を参照してください。

## 専門職大学の認定への対応

---

【質問】

専門職大学の認定に関してJABEEはどのように対応されますか？

【回答】

対応はまだ決まっていません。

## 基準1(2)(e)に関する「基準の解説」について

### 【質問】

認定・審査用資料集の「基準の解説」p.80-81には(e)に必要な各種能力(・解決すべき問題を認識する能力, ・公共の福祉, 環境保全, 経済性などの考慮すべき制約条件を特定する能力など)の記載があるが, 学習・教育到達目標の書き方との関係が不明確ではないか?(必ずしも, これらの能力について記載されている必要はないため。)

### 【回答】

- 問題発見・設定能力、制約条件を特定する能力は、エンジニアリング・デザイン能力の重要な要素です。
- 学習・教育到達目標に、プログラムの判断に基づいて適切な範囲・程度において記載することが求められます。

2018年度第2回審査員研修会

# 質疑応答

2018/7/22

一般社団法人 日本技術者教育認定機構  
(JABEE)

<http://jabee.org>

## 中間審査の審査項目以外で前回審査からの悪化があった場合の対応

### 【質問】

前回の継続審査を受けたプログラムにて評価結果がCまたはAであった項目に対し、今回の中間審査において、DやWの評価と思われる状態が発見された場合はどのように対処するか。

### 【回答】

判定が求められているのは、中間審査の審査項目（前回の継続審査においてWおよび【C】と判定された項目）のみです。

それ以外の事項に関して問題点が見つかった場合は、最終面談時に読み上げる総括報告文、一次/二次審査報告書の「審査チームの所見」欄の「プログラムの主要な問題点」に記入してください。これらの記入事項は、一次審査報告書でプログラム側に伝達される他、必要に応じて最終審査報告書の「付記事項」に反映されます。

記載内容としては、「このままでは〇〇の理由で学習・教育到達目標の達成ができないことになるので、至急改善が必要です。」というような趣旨で書いてください。

# 大学事務担当者向けの研修会

## 【質問】

教員研修の他に、大学事務担当者を対象とした研修会が必須ではないでしょうか。（他の大学認証評価においては、大学の事務担当者が研修を受けているような気がします。直近に参加した国際会議でもそのことが話題になりました。

## 【回答】

認証評価は大学全体が対象なので、事務担当者が関与するケースが多く、そのために研修会が開催されていると考えます。これに対しJABEE認定の場合、事務担当者の役割は、教育の内部質保証体制の構築とJABEE受審の事務作業に関し、教員団と分担して請け負うことが考えられます。このような分担の円滑な実施のためには、JABEE認定の意義、教育の質保証の実施法、審査の具体的な手順、等についての研修が必要とのご指摘はそのとおりだと考えます。また新たにJABEE担当になった教員についてもこのような研修が必要と考えます。これらについては、とりあえずe-ラーニングを受けていただくこと、各学協会のJABEE講習会に出席いただくことが適当と考えます。今後研修部会、広報・普及委員会等で検討を進めたいと考えます。

2018年度第3回審査員研修会

# 質疑応答

2018/7/28

一般社団法人 日本技術者教育認定機構  
(JABEE)

<http://jabee.org>

## 基準4.1(1)と4.1(2)の点検項目について

### 【質問】

資料4-10「事前検討課題の解説(問題のポイント入り)」4.1(2)の問題のポイント「…ではあるが、当該プログラムの教育に対する点検が…」

この部分は4.1(1)の点検項目であり、4.1(2)の点検項目ではないように感じるのですが、いかがでしょうか？

### 【回答】

4.1(2)では、4.1(1)で求めている「教育活動を点検する仕組み」が、社会の要求や学生の要望にも配慮する仕組みを含んでいることを求めており、指摘すべき点検項目としては適切です。しかし、4.1(2)の【例1】では、この根拠として「経団連のアンケート結果」を踏まえていることが挙げられています。これに対して「問題のポイント」では、一般的な社会の要求の調査結果のみでなく、当該プログラムの教育に対する社会の要求や学生の要望を踏まえた点検が最も重要であることを指摘しています。

# 審査対象が一斉審査方式かどうかについて

## 【質問】

審査対象が一斉審査方式かそうでないかは、どのように確認すればよいのか？審査分類に明示されているのか？

## 【回答】

「認定・審査の手順と方法」では審査チーム構成員に審査方式について陽に通知するための手順は記載されていません。しかし、審査方式によって使用するプログラム点検書・審査報告書等が異なるので、一斉審査の場合は審査団長や主審査員、個別審査の場合は審査長、あるいはいずれの場合も審査チーム派遣機関から伝えられているはずです。

また、現在の「認定・審査の手順と方法」では一斉審査方式と個別審査方式で審査チーム員の役割の名称が異なっています（主審査員／審査長、審査員／副審査員）ので、審査チーム編成時にご自身に与えられた役名で判断可能です。ただし、将来これらの名称は統一される予定ですので、それによる識別はできなくなります。

今後、より分かりやすい通知の方法を検討することにいたします。

## 基準2.5での「危険」に関する判断

### 【質問】

資料4-10「事前検討課題の解説(問題のポイント入り)」2.5(1)の

[例1] ①予算額を勘案して、②危険個所が放置されているのは、基準がないことにならないか？

①の基準はある、②の基準はないので評価しないことで良いのか？

### 【回答】

詳細については、具体的な判断基準が定められてはいません。高等教育機関の学習・教育環境として、常識的に見て問題があると判断される場合は問題点として指摘し、それに基づき認定基準への適合の度合いを判定してください。予算上の制約の有無にかかわらず、安全確保上問題があると思われる点は指摘し、ACWDのどの判定とするかは、費用対効果や当該教育機関の状況等を考慮して判断してください。

# 点検大項目の判定について

## 【質問】

資料4-4「プログラム点検書・審査報告書」のスライド39では、点検大項目下の最も低い判定結果と同じとし、上位の判定とするのが妥当であっても判定は変えないとある。

スライド40では上位の判定となる具体的な例が書かれており、判定を変更したとある。この変更はいつ行うのか？

## 【回答】

審査チームにおける判定は「原則に従った判定」及び「上位方向への判定変更の提案」とし、点検大項目の判定を上位方向に変更するかどうかを決定するのは分野別審査委員会及び認定・審査調整委員会での調整審議のみとしています。

スライド39は二次審査報告書について記載しています。一方、スライド40は分野別審査報告書あるいは最終審査報告書で判定を変更した具体例を示しています。資料ではそのことの説明を省略しておりましたが、Web講習の「審査の手引き」で説明しておりますのでご確認をよろしくお願いいたします。

## 他国との審査項目やレベルの相違

### 【質問】

他の国との審査項目やレベル感の違いを知りたい。  
この認定が国際的に通用するなら、重要な知見と思いますので。

### 【回答】

ワシントン協定には現在20団体が加盟していますが、協定に加盟するためには学習・教育到達目標へのGraduate Attributes (GA)の反映、アウトカムズ評価を行っていること等の条件が課されています。従って、他国においても基準の項目はJABEEの基準と大きな違いはありません。国によってはJABEEの基準よりかなり細かく規定している団体(Engineers Canada等)もあります。大まかにいえば、技術士会が認定を行っている国は細かい規定を設けている傾向があるように思います。

ご質問の「レベル」については、GAにおけるレベルの規定はなく、ワシントン協定への新規加盟審査あるいは継続加盟審査で、ワシントン協定から派遣された他国の国際審査員が審査あるいは教育のレベルも含めて確認しています。昨年JABEEが受審した継続加盟審査では、JABEEの行っている認定審査に非常に高い評価をいただき、本年6月に無条件での6年間の加盟延長が認められました。

# 研修資料について

---

## 【質問】

資料4-5「審査報告書の実例に基づく演習と解説」のP24について「コース教員連絡会議」はシステムとして認められるのではないか？

会議の機能を記載しなかった点が不足していたのでしょうか？

## 【回答】

提示した事例では、過去の記録を確認したにとどまり、今後の適切な運用を担保する観点から、決められた手順やルールに則って行われていることを確認したのか不明である点を指摘しています。

## 通常の評価ができない学生に対する配慮

### 【質問】

学習に配慮が必要な学生に対して通常の評価ができない場合について、JABEEの見解はどうなっているのでしょうか？  
(発表が評価項目になっているが、人前で話をしづらい学生がいるなど。)

### 【回答】

何らかの障がいにより通常の評価ができない学生の学習・教育到達目標の評価「方法」については、合理的な配慮が可能な範囲において柔軟であるべきと考えます。ただし、評価「水準」を低下させることは法令等で求められていない、と考えています。(次ページ参考情報)

質問の例の場合、「発表」によって評価したい学習成果(アウトカム)が何か、その水準がどの程度なのかをプログラムが把握していれば、「口頭」発表以外で学習成果を評価する方法をプログラムが実施できると考えます。

# 【参考】障害のある学生の修学支援に関する検討会報告 (第二次まとめ) (文部科学省 H29.4)より

## 6. 各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

### (1) 教育環境の調整

- 3つの方針(アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー)やシラバス等の明確化・公開により、教育の本質を可視化することで、大学等の選択に必要な情報を入学希望者等に提供するとともに、合理的配慮の提供において変更可能な点と変更できない点を明確にする。特に、シラバスに授業の目標、内容、評価方法を明記することは、授業選択の手掛かりとなるばかりでなく、障害のある学生が大学等からの支援が必要かどうかを事前に検討する上でも重要な情報となる。
- 授業においては、講義、演習等その形態を問わず、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるようにアクセシビリティを確保することが重要である。その際の手段として、例えば、言葉の聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生のために、必要な情報保障を行う、コミュニケーション上の支援を行うなどがあげられる。
- 教科書・教材、学術論文等研究活動に必要な資料は、障害のある学生が利用することを考慮してアクセシビリティを確保することが重要である。また、教員が作成する配布資料等も、障害のある学生が必要な準備をできるよう、アクセシビリティを確保し、事前に提供することが望ましい。これらのための手段として、点字や音声変換が可能なテキストデータで提供することがあげられる。
- 授業において、何らかの参加要件を設定する場合は、障害を理由に参加を妨げることがないような要件にすること、また、当該授業の受講に必要な能力要件や習得が求められる知識・技術等がある場合には、その具体的な内容を公開することなどが重要である。
- 学外実習や留学、海外研修等、学外の複数の機関が関与する場合には、支援の主体が不明確になりがちである。この際、受入れ機関においても一定の支援が必要になる(国内の機関であれば障害者差別解消法による合理的配慮の提供義務等が発生)と考えられるが、この調整が困難になる場合もあることが予想される。そのため、大学等は障害のある学生が不利のない環境で実習等を行うことができるよう十分な事前準備を行う必要がある。その際、学外実習であれば受入れ機関の利用者の権利利益を損なわないよう留意しつつ、実習等の目的・内容・機能の本質を満たす支援の在り方を検討するため、大学等はこれらの機関と密接に情報交換を行うことが重要である。
- 入試や単位認定等のための試験においては、障害のある学生の能力・適性、学修の成果等を適切に評価することを前提としつつ、障害の特性に応じて、試験時間の延長や別室受験、支援技術の利用等による情報保障、解答方法の変更等を行う。その際、支援の在り方について事前に検討できるよう、試験の形式や、評価基準について、シラバス等に明記する。
- レポートや発表等、試験以外の課題においても、その目的や評価基準を明確に示すことが望ましい。また、目的を損なわないようにしながら、障害のある学生の学修成果を適切に評価できるよう、提出や発表の形式については柔軟に変更できるようにする。
- 成績評価においては、教育目標や公平性を損なうような評価基準の変更や、合格基準を下げることなどは行わないよう留意する。
- 障害により教育課程の履修に時間を要すると考えられる場合は、当該学生と相談の上、その状況に応じた履修計画を策定するように努める。この際、障害のある学生の負担軽減の観点から、長期履修制度の活用も検討することが望ましい。

# 修士課程の評価方法

---

## 【質問】

特にありませんが、修士課程の評価方法についても一言触れていただくとよかったですと思います。

## 【回答】

エンジニアリング系修士課程の評価方法はエンジニアリング系学士課程の場合と変わるところはありませんので、研修会での説明がそのまま当てはまります。

ただし、個別基準のエンジニアリング系修士課程の部分や、当該認定種別の「認定基準の解説」に記載されているように、学士課程と比較してより高い水準の能力の獲得を求めています。

# 共通科目の評価法・評価基準について

## 【質問】

「JABEE審査の手引き《ポイント解説》2018年度版」のスライドp.24「審査の手引き、2017年度からの追加」の文章に、「プログラム履修生とそれ以外の学生に共通に実施される授業科目については、...」、「...受講生全員の評価法・評価基準が同じであり、かつ、...」などがございます。これらに関連して基本的な質問をさせていただきます。プログラム履修生とそれ以外の学生に共通に実施される授業科目で、評価法・評価基準がプログラム履修生とそれ以外の学生間で異なることも可能と考えていいのでしょうか？この場合は、シラバスで明確にプログラム履修生とそれ以外の学生ごとに評価法・評価基準が設定されていることが条件になると思われれます。

## 【回答】

例えば異なる学部や学科の学生が同一の共通科目を受講するような場合、学部、学科により評価基準が異なることがないとは言いきれませんので、上記のような条件を付加しています。審査対象プログラム以外の学生が共通に受講する場合であっても、審査対象プログラムの履修生に対する評価法、評価基準が明確になっており、その運用の妥当性が確認できる必要があります

。